

# 育英大学 GPA に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、育英大学履修規則（以下「履修規則」という。）第20条第2項の規定に基づき、育英大学（以下「本学」という。）における成績評価平均値（グレード・ポイント・アベレージ。以下「GPA」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(GPの付与)

第2条 履修規則第19条第1項の評価に対して次のとおり評価点（グレード・ポイント。以下「GP」という。）を付与し、履修科目のGPAを算定する。

成績評価	S	A	B	C	D
GP	4	3	2	1	0

(GPの対象科目)

第3条 GPの対象科目は、全ての授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる科目は、GPの対象外とする。

- (1) 学則第16条及び第17条の規定により、本学の授業科目の単位として認定された科目
- (2) 卒業要件の単位に算入しない科目（教員の免許状及び資格の取得を目的とする科目を除く。）
- (3) 評価が未確定又は保留の科目

(GPAの種類と算定方法)

第4条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す学期GPAと、在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す全期間GPAの2種類とする。

2 学期GPAと全期間GPAの算定方法は、次の各号に定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下を切り捨てる。

(1) 学期GPA

学期GPA = (当該学期に評価を受けた授業科目のGP × 当該科目の単位数) の  
総和 / 当該学期に評価を受けた授業科目の総単位数

(2) 通算GPA

通算GPA = (在学全期間に評価を受けた授業科目のGP × 当該科目の単位数) の  
総和 / 在学全期間に評価を受けた授業科目の総単位数

(GPA算定期日の取扱い)

第5条 GPAの算定は、学期ごとに指定された期日（原則として、前期にあつては9月1日、後期にあつては3月1日とする。）までに確定した成績に基づいて行う。

(再履修の取扱い)

第6条 再履修により単位を修得した授業科目については、再履修によって得た評価と単位数をGPAの算定に算入する。

2 前項の当該科目について、過去に得た評価及び単位数はGPAの算定から除外しない。

3 第1項の規定は、学期GPAには適用しない。

(証明書への記載)

第7条 GPAは、各種証明書には記載しない。ただし、学生から申請があった場合は、各種証明書にGPAを記載することができる。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成30年3月13日に制定し、平成30年4月1日から施行する。